

高齢社会対策基本法

高齢社会対策基本法 平成7年（1995年）11月15日制定
村山富市内閣

http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/a_4.htm

（前文から）

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

【高齢社会対策基本法】

こうれいしゃかいたいさくきほんほう

世界大百科事典 第2版の解説

1986年に日本政府は〈[長寿社会](#)対策大綱〉を決定し、政府の高齢社会対策の指針を明らかにしてきたが、95年これを改めて本法を制定した。本法の前文では、[遠からず](#)して到来する世界に例をみない水準の高齢社会に対して、国民の[一人一人](#)が生涯にわたって真に幸福を享受できる社会を築きあげていくために、雇用、年金、医



療、福祉、教育、社会参加、[生活環境](#)等に係る社会の[システム](#)が高齢社会にふさわしいものとなるよう、国および地方公共団体はもとより、企業、[地域社会](#)、家庭および個人が相互に協力しながら[それぞれの](#)役割を積極的に果たしていくことが必要であるとしている。

高齢社会対策基本法

こうれいしゃかいたたいさくきほんほう

日本大百科全書(ニッポニカ)の解説

日本における高齢社会対策にかかわる基本理念とその基本となる事項を定め、経済社会の健全な発展および国民生活の安定と向上を図ることを目的とする法律（平成7年法律第129号）。

国はこの法律に基づき、内閣府に高齢社会対策会議を設置、「高齢社会対策大綱」案を作成し、関係行政機関相互の調整を行って高齢社会対策の実施を推進する。また、地方公共団体は国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。[川村匡由]

沿革

1995年（平成7）11月、議員立法によって制定、同12月に施行された。これを受け、高齢社会対策大綱は翌1996年に閣議決定されたのち、2001年（平成13）に改定された。しかし、2007年以降、団塊の世代が毎年、大量に定年退職する一方、経済のグローバル化や長引く円高・デフレ不況で財政が逼迫(ひっばく)しているため、2012年9月、大綱が11年ぶりに閣議決定によって改定された。[川村匡由]

基本的施策

本法の基本的施策として、次のようなことが規定されている。

〔1〕就業および所得（9条）(1)高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、および勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができる施策を講ずる。(2)公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保する。(3)国民の自主的な努力による資産の形成等を支援する。

〔2〕健康および福祉（10条）(1)国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう、総合的な施策を講ずる。(2)地域における保健および医療ならびに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス、および福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保

健医療サービスおよび福祉サービスについて健全な育成および活用を図る。(3)適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進する。

〔3〕学習および社会参加（11条）(1)生涯学習の機会を確保する。(2)高齢者の社会的活動への参加を促進し、およびボランティア活動の基盤を整備する。

〔4〕生活環境（12条）(1)高齢者に適した住宅等の整備を促進し、および高齢者のための住宅を確保し、ならびに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進する。(2)高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備する。

〔5〕調査研究等の推進（13条）高齢者に特有の疾病の予防および治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進する。

2012年（平成24）の高齢社会対策大綱の改定では「人生90年時代」を掲げ、健康で充実した高齢期を実現するため、高齢期の健康管理に加え、仕事と育児、介護、自己啓発、地域活動などとのバランスが重要であるとした。しかも、その基本的施策も高齢者に限定するのではなく、若年と女性の就労や子育て施策を進め、すべての国民が世代を超えて経済活動に参加できる社会づくりに取り組むとしている。

また、初めて数値目標が導入され、60～64歳の高齢者の就業率は2011年時点で57.3%を2020年には63%に、「新しい公共」への参加の割合は2010年時点で26%を2020年には50%に、不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は2010年時点で48%を2020年には60%に、第1子出産前後の女性の継続就業率は2010年時点で38%を2020年には55%に、それぞれ引き上げることなどが盛り込まれた。

高齢社会対策基本法

（平成7年法律129号）

（平成7年11月15日公布）

（平成7年12月16日施行）

目次

[前文](#)

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第14条)

第3章 高齢社会対策会議(第15条・第16条)

附則(略)

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、高齡社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齡社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第5条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齡社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齡社会対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、高齡化の状況及び政府が講じた高齡社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する

体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第13条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第14条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 高齢社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第15条 内閣府に、特別の機関として、高齢社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第6条の大綱の案を作成すること。
- 二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(略)